平成２７年（フ）第３８７号
新潟市中央区笹口１丁目15番地23　プリモ笹口201号
債務者　田村　直樹
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　斉史
4　破産債権の届出期間　平成28年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２７号
兵庫県姫路市夢前町置本509番地２
債務者　亀井　慎介
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　破産債権の届出期間　平成28年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月29日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９０号
新潟市西区寺尾西１丁目１番44号　寺尾ハウス203号
債務者　山口　健太
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
新潟県村上市大津180番地
債務者　渡邊　悦子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第７２１号
宮城県岩沼市館下１丁目２番17号
債務者　関本　一明
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７３４号
広島市東区牛田新町３丁目５番３―407号
債務者　青山　昇平
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤司　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０号
香川県丸亀市瓦町182番地16
債務者　市村　嘉啓
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３１号
愛媛県宇和島市長堀３丁目２番２号
債務者　髙橋　忠司
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第２０７号
福岡県柳川市大和町徳益321番地１
債務者　横山　正剛
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５５９号
北九州市小倉北区片野１丁目１番３―801号
債務者　石橋九州男
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５１号
福井県鯖江市冬島町第17号１番地11
債務者　岡田　英毅
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
釧路市新富士町４丁目10番17号
債務者　佐藤　寿子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２０９４号
神奈川県海老名市河原口２丁目10番36―103号
債務者　池原　愛子（旧姓石倉）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８１号
大阪府和泉市王子町482番地の３
債務者　西田　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
徳島県徳島市昭和町７丁目７番地の１　新昭和マンション201号室、旧住所徳島県徳島市南昭和町６丁目88番地の３　浜の前７号棟103号室
債務者　橋本　拓子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９５号
北九州市小倉北区江南町３番１―903号、前住所北九州市小倉南区徳力新町１丁目11番10号（サンライフ徳力103）
債務者　平川　耕史
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部